

川口市立新郷東小学校 P T A 会則

第 1 章 名称および事務局

(名称および事務局)

第 1 条 本会は、川口市立新郷東小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目的、活動および方針

(目的)

第 2 条 本会は、家庭、学校および地域と相互に連携・協力を図り、教育環境の向上・充実に努めると共に、児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校および家庭における児童の福祉増進に関する事業。
- (2) 会員相互の教養を高め、親睦を深める事業。
- (3) 学校の教育的環境の整備充実に協力する。
- (4) 家庭、学校および地域との連絡と連携を深め、児童の心身の健康と学力向上のための施策に協力する。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(活動方針)

第 4 条 本会は、次に掲げる方針に基づき活動する。

- (1) 児童の健全育成のために活動し、目的を同じくする団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ、営利を目的とする活動は行わない。
- (3) 教育を本旨とする自主独立の民主団体として、他のいかなる団体からも干渉は受けない。また、他のいかなる団体にも干渉しない。
- (4) 学校の管理、運営および人事に干渉しない。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、任意の本校に在籍する児童の保護者と教職員をもって組織する。また、入会の意思を入学時及び転入時に文書にて確認することとする。

(入会)

第 6 条 本会への入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出する。

2 任意加入団体であるため、入会を強制しない。なお、年度の途中でも入会することができる。

(退会)

第 7 条 本会からの退会を希望するものは、退会届を会長に提出する。

2 会員は、いつでも本会を退会することができる。

3 児童の卒業や転校または勤務校の移動によって会員の資格を失う場合は退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。



第 4 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 総 務 若干名 (総 務 部)
- (4) 理 事 若干名 (各専門部)
- (5) 監 事 2 名

(役員を選出方法)

第 9 条 本会の役員選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は理事会において会員より会長 1 名、副会長若干名を選出し総会の承認を得る。
- (2) 総務および理事は、教職員と学級ごとに選出される保護者とする。
- (3) 監事は、会長が、会員または歴代役員ならびに教職員より各 1 名を指名し、理事会の承認を得る。

(役員任期等)

第 10 条 役員任期は 1 カ年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 補充役員任期は年度の残任期間とする。
- 3 総務の任期は 2 カ年とし、再任は妨げないものとする。
- 4 本会の会員資格を失ったときは、自動的にその地位を失う。

(役員任務)

第 11 条 本会役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には、その職務を代行する。
- (3) 総務は、本会の経理および庶務に関する会務全般をつかさどる。
- (4) 理事は、各種事業の執行にあたる。また、理事会に提案された事項を審議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(顧問および相談役)

第 12 条 本会には顧問および相談役を置くことができる。なお、顧問および相談役は、理事会の賛同を経て会長から委嘱する。

- 2 会長または副会長からの要請に基づき会議に出席し、本会の運営に関し必要な助言等を行う。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 13 条 会議は、総会、理事会、総務会、三役・三役部長会、専門部会、各協力委員会、顧問相談役会、役員選考委員会とし、その他必要に応じて開催する。

(会議の開催方法)

第 14 条 対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、適切な方法によって開催できるものとする。



(総会)

- 第15条** 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、毎年5月末日までに開催する。
 - 3 議長は、出席者の中から会長が指名する。
 - 4 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）または書面表決書（電磁的記録を含む）の提出をもって成立する。
 - 5 議決は、出席者または書面表決書の過半数の賛同により成立する。
 - 6 総会は、次のことを審議、決定する。
 - (1) 各種事業の活動報告および活動計画。
 - (2) 予算の決定および決算の承認。
 - (3) 選出役員の承認。
 - (4) 会則の改廃。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項。
 - 7 その他必要に応じ、会長は、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

- 第16条** 理事会は、会長、副会長、学校代表、総務および各専門部の理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。
 - 3 理事会は、書面または電磁的方法による議決を行うことができるものとする。
 - 4 理事会は、次のことを審議、決定する。
 - (1) 総会において審議、決定する事項。
 - (2) 監事の承認。
 - (3) 欠員が生じた役員の補充に関する事項。
 - (4) 本会の運営に関する事項。
 - (5) その他総会の決定を要しない事業に関する事項。

(役員選考委員会)

- 第17条** 役員選考委員会は、新年度に任命された、会長、副会長、総務、専門部の部長をもって構成する。
- 2 開催にあたっては、会長が招集し、委員長が議長を務める。
 - 3 正副委員長を、委員中より委員長、副委員長各1名を互選する。
 - 4 委員会は常設機関として、役員に欠員が生じ補充を要する場合等、必要に応じて役員の選考を行い、理事会に報告し承認を得るものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会の設置)

- 第18条** 必要に応じ、本会に専門委員会を置くことができる。

(委員の選任)

- 第19条** 専門委員会の委員は、理事会に諮り会長が委嘱する。また、教職員も専門委員会に所属する。

(正副委員長の選出)

- 第20条** 正副委員長を、委員中より委員長1名、副委員長2名を互選する。



(決定事項の承認)

第21条 各専門委員会、学年別集会等は、必要に応じて開催し、審議事項の決定は会長の承認を得ることとする。

第7章 会 計

(経 理)

第22条 本会の経費は、会費・協力費（以下「会費等」という。）およびその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第23条 本会の会費等は、一家庭につき3,000円/年とする。

2 年度の途中において本会の会員資格を失った場合の会費等は返金しない。

3 年度の途中において本会の会員となった場合の会費等は、一家庭につき1,000円/学期とする。

4 会員に特別の事情がある場合は、理事会に諮り会費等を減免することができる。

(決算および監査)

第24条 本会の決算は、監事による監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。出納は翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

第8章 改 正

(会則の改正)

第26条 この会則は、総会において出席者の2分の1以上の賛成がなければ改正することはできない。

第9章 個人情報

(個人情報の取り扱い)

第27条 本会の活動を円滑に運営するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「個人情報取扱規則」により、適正に運用するものとする。

第10章 雑 則

(帳簿の備付け)

第28条 本会は、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 記録簿
- (5) その他必要となる諸簿



(委 任)

第 2 9 条 本会運営のために必要な細則は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

本会則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 7 年 5 月 2 4 日一部改正

平成 1 2 年 5 月 2 0 日一部改正

平成 1 6 年 5 月 2 1 日一部改正

平成 1 7 年 5 月 2 0 日一部改正

平成 1 8 年 5 月 1 9 日一部改正

平成 2 0 年 5 月 1 6 日一部改正

平成 2 1 年 5 月 1 5 日一部改正

平成 2 5 年 5 月 1 7 日一部改正

平成 2 8 年 5 月 1 3 日一部改正

令和 6 年 5 月 1 4 日一部改正

